

平成30年度 第2回浦安市いじめ対策調査委員会 会議録

1 開催日時

平成30年10月9日(火) 午後6時00分～

2 開催場所

浦安市役所 4階 会議室S2・S3

3 出席者

(委員)

川義郎委員長、黒川雅子副委員長、稲見憲子委員、金子雅文委員、志摩一美委員
(教育委員会職員)

鈴木忠吉教育長、岡部浩教育総務部長、本田恭代教育総務部次長、
大友隆司教育総務部次長、泉澤昭一教育総務課課長、醍醐恵二教育政策課課長、
鈴木孝一学務課課長、長島功行保健体育安全課課長、菅原満指導課課長、
佐藤克文教育研究センター所長

(事務局)

島村淳一指導課主幹、鈴木勉指導主事、金子広二副主査、山崎由美副主査、
鈴木俊之主任主事

4 傍聴者 なし

5 議題

- (1) 第1回いじめ対策調査委員会議事録案について
- (2) 平成30年度本市におけるいじめ防止等の取組状況について
- (3) 事例協議

6 議事の概要

- (1) 第1回いじめ対策調査委員会議事録案について
第1回いじめ対策調査委員会議事録案について、事務局から説明した。
- (2) 平成30年度本市におけるいじめ防止等の取組状況について
平成30年度本市におけるいじめ防止等の取組状況について、事務局から説明した。
- (3) 事例協議
館山市の案件について、事務局から説明した。
いじめ重大事態への対処イメージ図について、事務局から説明した。

7 会議経過

國井輝義委員の退任に伴い、浦安市いじめ対策調査委員会条例第5条第2項の規定により、市川人権擁護委員協議会所属、浦安市人権擁護委員志摩一美様にいじめ対策調査委員会委員を委嘱し、教育長より委嘱状が交付された。

議題(1) 第1回いじめ対策調査委員会議事録について、事務局から説明した。

- 【委員】リテラシーを含む一文を削除することとした。
ガス抜きという表現は比喻であり、ストレス発散という表現に訂正した。

議題(2) 平成30年度本市におけるいじめ防止等の取組の進捗状況について、事務局から説明した。

- 【委員】小学校1年生のいじめ認知件数が少ないのは、どの学校でも同じ傾向となっているのか、特定の小学校に偏ったものなのか。
- 【事務局】全体の傾向しかつかめていないため、引き続き調査していく。
- 【委員】「会ったことがない、メールやラインだけの友達はいますか」の設問の回答の状況に対して、教育委員会としてはどのように捉えているか。
- 【事務局】現在、具体的な分析を行っているところだが、特に中学生は多いと捉えている。また、ここに表れているのは一部で、実際の数はずっとあるのではないかと考える。さらに、我が子がメールやラインだけの相手と会うことを保護者が容認しているケースもあり、危機感を感じている。
- 【委員】教育委員会はこの件について、どのような指導方針を持っているか。
- 【事務局】SNSやメールに特化したことではないが、一般的な指導として「知らない人について行ってはいけない」等の指導を各学校にお願いしている。
- 【委員】携帯は保護者が持たせているものである。「会ったことがない友達がいる」という調査結果を活用して、保護者に啓発をしていく必要がある。本来は、家庭の責任のもとで指導されるべき内容である。学校では、リスクマネジメントの理論からすると、最悪の事態を想定して指導をせざるを得ない。
- 【委員】「会ったことがない友達がいる」と回答した数の男女比がどうなっているのかも重要ではないか。また、年上への憧れなのか、同世代なのかなど、具体的な状況を知ることによって、対処の方法も見えてくるのではないか。禁止するだけではなく、子どもたちが納得するような理由を伝えていくことが大切ではないか。
- 【委員】いじめメール相談については、現代の子が利用している通信手段に合わせていくことが大切ではないか。今は、ラインから、インスタグラム、オンラインゲーム内での通信等と変化している。
- 【委員】いじめメール相談が2件というのは少ないのではないか。教育委員会としてはどのような印象をもっているのか。
- 【事務局】いじめメール相談は、相談の間口を広げるという意味で始めたが、想像していたよりも少ない。逆に電話での相談は増えている。相談したいと思っている方はいるので、運用の仕方について考えていきたい。
- 【委員】メールや電話での相談には限界がある。本来は会って相談に対応すべきである。
- 【職員】いじめメール相談はきっかけの1つであり、このいじめメール相談を足掛かりに、会って話しをすることにつなげていきたい。表情や仕草などを見ながら話すことが教育相談の基本である。
- 【委員】相談者からすると、いきなり会うのは難しい。メールや電話で信頼関係をつくりながら、焦らずに取り組んでもらいたい。

議題(3)館山市における「いじめ第三者委員会」に係る事例について、「いじめ重大事態への対処イメージ図」について事務局から説明し、協議を行った。

- 【職員】第三者調査委員会の在り方に難しさを感じる。遺族の納得を得ながら調査を進めなければならない等、その難しさの根本はどこにあるのか教えていただきたい。また、万が一、本市で第三者調査委員会を立ち上げなければならないような事態が発生した場合、どのような手順で進めていけばよいのか。
- 【委員】教職員の対応の様々なミスが重なった時に、遺族は不信感を感じる。一つ一つの事にきちんと対応していくことが大切である。一般論で話すと、対応を迅速にすること、報告する期日を設けてこちらから発信していく必要がある。対応が遅かったり、不適切であったり、担当者が自分の考えに固執してしまったりすると不信感につながってしまう。
- 【委員】発生した事案について、事実の確認をできる限り具体的に行うこと。記録をしっかりと残すこと。両者が謝罪をすれば納得できるものではない。申立者の主訴をきちんと聞き取り、それに応じた返答ができるように調査することが大切である。
- 【委員】「悪口を言われた」というだけではなく、具体的に何を言われたのかなど詳細をつかむ必要がある。保護者に説明する際にも、具体的な言葉を伝えなければならない。
- 【委員】人は共感する力を持っている。被害申告を受けると、共感する力が働く。小中学校の先生は、一般の方よりも共感する力に長けている。その分、被害申告があった際、事実の確認よりも共感的になってしまうことが多い。
- 【委員】保護者の主訴を理解し、調査した内容を真摯に伝えることが大切である。その際、保護者が望む回答にならなかったとしても、保護者との人間関係が良好な学校は、大きなトラブルにはならない。そういう関係を築くことが大切である。
- 【委員】共感するということは、同じような思いを抱くことであり、概要だけでは一時的な共感にしかならない。具体的な内容を聞き、寄り添うことで本当の共感になる。心の現実と客観的な事実は分けて考える。それを理解しないと共感はできない。
- 【委員】病院現場でもカルテを丁寧に書くことを指導している。事実の確認をして記録を残すということは、同じことのように感じた。
- 【委員】貴重な意見が多く出たと思うので、ぜひフィードバックして生かしてもらいたい。

問い合わせ先 教育総務部指導課 担当 鈴木 勉
電話 047-351-1111 (内線) 19216